平成２５年（フ）第１６３号
青森県五所川原市大字広田字榊森２番地16
破産者　奈良　　彰
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１号
青森県弘前市大字青女子字桜苅488番地３
破産者　館山　　実
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１３１号
仙台市泉区鶴が丘２丁目８番地の27
破産者　小林　里代
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３８号
秋田市旭川南町９―28、住民票上の住所秋田市千秋城下町５番１号
破産者　大勝軒こと　岸野　勝義
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４１号
山形県鶴岡市湯温海字紅葉岡123番地５　紅葉岡住宅３―324
破産者　佐藤　道夫
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第１３号
山形県酒田市光ケ丘５丁目13番10号
破産者　長濱　明子
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第９８０号
埼玉県和光市諏訪原団地１番９号401
破産者　杉田　雅之
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２８２号
埼玉県鴻巣市人形３丁目１番52号
破産者　秋元　一浩
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３７７号
さいたま市浦和区本太１丁目19番12号　メゾン白百合201
破産者　児玉　徳夫
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１６０号
埼玉県上尾市中妻２丁目11番地１
破産者　細野ひろみ
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２５５号
埼玉県南埼玉郡宮代町宮代１丁目９番14号
破産者　村上守之助
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３５号
神奈川県藤沢市辻堂２―９―12　クレール302、住民票上の住所横浜市青葉区千草台46番地30
破産者　市瀬　賢一
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０３号
新潟市西区寺尾台１丁目１番36号、前住所新潟市西区五十嵐中島２丁目13番70号
破産者　細貝　鉄治
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２２号
新潟市東区東中野山７丁目２番13号　ジーパルズ105号
破産者　飯塚美穂子
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６７０５号
大阪市天王寺区上本町３丁目１番17号サントルジョワ上本町201号、開始決定時大阪市中央区玉造１丁目１番25―2802号
破産者　田計　　亮
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１１８号
大阪府東大阪市菱屋東３丁目１番７―103号、前住所大阪府東大阪市荒本１丁目８番14―708号
破産者　宮田　雅明
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４８６号
大阪市生野区小路東６丁目５番７―104号、開始決定時の住所大阪市生野区小路東３丁目９番21号
破産者　三誠化学工業所こと三山誠守こと　鄭　誠守
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２３６号
大阪府大東市氷野１―９―18、開始決定時大阪府大東市氷野２丁目１番３号
破産者　中井　秀則
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４０３号
大阪府東大阪市西堤本通東１丁目２番32号
破産者　大石明守こと　金　　明守
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部